

最大5000円! マイナポイント来月開始

マイナ
ポイントを
もらうには

- STEP1 マイナンバーカードを取得する
- STEP2 マイナポイントの予約の手続きを行う (令和2年7月~)
- STEP3 マイナポイントを申込み

来月から「マイナンバーカードでマイナポイント」がスタートします。「マイナポイント」は、令和2年9月から令和3年3月までの半年間に、選択したキャッシュレス決済でチャージまたは買い物をする、1人あたりの付与率で25%分、上限で5000円分のマイナポイントがもらえ、そのポイントでいつもの買い物ができるという仕組みです。例えば、4人家族でしたら2万円×4人分、合計8万円で期間中にチャージやお買い物をすると、2万円×25%で5000円の4人分、最大2万円のマイナポイントがついて、そのポイントでさらに買い物ができるのです。

マイナポイントの目的は、消費税の増税に伴い、東京オリンピック終了後には景気が落ち込むと予想されたため、マイナポイントの活用で消費を活性化させることにありました。また、「マイナンバーカード」とキャッシュレス決済の普及促進という狙いもあります。

マイナポイントを利用するためには、まずはマイナンバーカードを作成する必要があります(STEP1)。マイナンバーは、国民一人に1つの番号を割り振り、社会保障や税、災害対策などについて行政の効率化を進めるものです。マイナポイントは、マイナンバーカードを作成しなければ利用できません。

マイナンバーカードの申請方法は、①平成27年10月以降に送られたマイナンバー通知カードの交付申請書のQRコードを読み取り、スマートフォンで顔写真を撮影して申請する。

②パソコンで申請用WEBサイトから行う。③交付申請書に顔写真を貼り付けて郵送する。④まちなかの証明用写真機で、交付申請書のQRコードを読み取らせ申請する——などです。その際に4桁の暗証番号を入力しますが、この番号がSTEP2の予約で必要なので忘れずに。

すでにマイナンバーカードを持っている人は、STEP2のマイナポイントの予約からで、この時に4桁の暗証番号を入力します。そして同時に、STEP3でキャッシュレス決済の電子マネーやQRコード決済やクレジットカードから、どれか一つを選択しマイナポイントを申し込みます。STEP2とSTEP3の予約・申し込みが7月からスタートしていて、パソコンやスマートフォンからだけでなく、市町窓口・郵便局・コンビニ(マルチコピー機・ATM)・携帯ショップなどでも手続きが可能です。

子供のマイナポイントについては、両親名義のキャッシュレス決済で行えますが、同じ決済方法に複数人のマイナポイントを合算することができないので、一人一人別々の決済方法を選択する必要があります。また、買い物をするときにマイナンバーカードは必要ありません。詳しくは、マイナポイントで検索してください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

知らなきや損する
いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00